

くまもとサーキュラーエコノミー研究会規約

(名称)

第1条 本会は、「くまもとサーキュラーエコノミー研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

(趣旨)

第2条 サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行に係る調査・研究等を行うことで、循環資源の活用、廃棄物の発生抑制などを図り、資源消費の最小化、更にバイオマスの利活用を促進し、循環型社会の形成に資することを目的とする。

(活動)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) サーキュラーエコノミーへの移行に関する情報や知見の収集、技術の習得
- (2) 前号の活動により得た情報等を地域に実装するための研究
- (3) その他前各号に掲げる事項に関する情報の交換及び研究

(会員)

第4条 会員は、県内で活動する前条各号に掲げる活動に賛同する企業、団体、大学等及び市町村等並びに県関係機関で構成する。

(会員の責務)

第5条 会員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

(入会の申込み等)

第6条 研究会に入会しようとする者は、別記入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、変更があった事項について事務局に届け出なければならない。

(退会)

第7条 研究会を退会しようとする会員は、退会届を事務局に提出しなければならない。

2 会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(事務局)

第8条 研究会の事務局は、熊本県環境生活部環境局循環社会推進課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、事務局において別に定める。

附 則

この規約は、令和7年1月9日から施行する。